

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 岡崎晋議員、4番 石垣大志議員を指名します。

### 日程第2. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2. 議長諸般の報告を行います。議員からは、議員提出案件として、意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書、意見書第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書、意見書第3号 核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書、意見書第4号 「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書、4件の意見書が提出されており、お手元に配付してございます。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、請願・陳情審査報告書が提出されております。

次に、決議第1号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり、それぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

### 日程第3. 議案第5号 令和3年度南風原町一般会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第5号 令和3年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第5号 令和3年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月9日に総務部税務課・総務課・企画財政課・住民環境課、3月10日に民生部こども課・保健福祉課・国保年金課の審査を行いました。3月15日に連合審査会を

開き、終了後まとめを行い、経済教育常任委員会からの留意事項。経済建設部都市整備課。予算書123ページ、歳出8款. 土木費、4項. 都市計画費、2目. 公園費、14節. 津嘉山公園整備工事、津嘉山公園の一部供用については、3月16日に担当部長、課長に説明を求め、管理棟から事業を進めることを確認し、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。失礼しました。

それでは報告事項を申し上げます。1点目、民生部保健福祉課。予算書84ページ、歳出3款. 民生費、1項. 社会福祉費、3目. 心身障害者福祉費、12節. 児童発達支援センター委託料、児童発達支援センター業務委託について。これまでゆうな園で実施してきた児童発達支援の一部を委託するもので、外部委託のメリットは、作業療法士が在籍しており、現在のゆうな園の機能も維持しつつ、より専門性の高い充実した体制がつけると説明がありました。2点目、民生部こども課。予算書90ページ、歳出3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、19節. 保育士等就職一時金460万円、保育士等就職一時金について。法人保育園職員給与補助金の皆減はあるものの、保育士確保策として新規で本町の保育園に就職した保育士で、1年間雇用された方に対して10万円の祝い金を支給すると説明がありました。委員会では、今後も引き続き、保育士確保対策を調査研究し、保育士確保に努めてほしいとの要望がありました。3点目、民生部こども課。予算書93ページ、歳出3款. 民生費、2項. 児童福祉費、2目. 保育所運営事業、18節. 保育所等PCR検査実施園補助金1,115万4,000円、保育所等PCR検査について。保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、私立幼稚園に勤務する職員を対象にPCR検査の実施費用を補助するもので、個人負担はないと説明がありました。4点目、民生部国保年金課。予算書101ページ、歳出4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費、12節. 新型コロナウイルスワクチン接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種について。接種方法について集団接種と個別接種を検討しており、集団接種は中央公民館黄金ホールで個別接種は町内の医療機関と調整中であること、また先に65歳以上の約8,000人に対して接種券、予診票及び案内チラシを送付し、電話で接種予約を行うと説明がありました。5点目、総務部総務課。予算書125ページ、歳出9款. 消防費、1項. 消防費、2目. 災害対策費、12節. 地域防災計画修正業務委託料、地域防災計画修正業務委託について。修正箇所については、浸水想定区域、

土砂災害警戒区域の追加見直し及び両区域内にある要配慮者利用施設の明記、新型コロナウイルス対策の追加等であると説明がありました。委員から防災会議の女性委員について確認があり、これまでは充て職の委員でしたが、今後は女性の視点も必要なことから女性委員を活用していきたいと説明がありました。6点目、教育部教育総務課。予算書136ページ、歳出10款、教育費、2項、小学校費、3目、学校建設費、12節、北丘小学校体育館・プール実施設計委託料、北丘小学校体育館の整備について。委員からは、北丘小学校体育館の整備においては、駐車場を含め、体育館とプールの一体的な敷地の有効利用を検討してほしいと意見がありました。7点目、教育部教育総務課。予算書155ページ、歳出10款、教育費、6項、保健体育費、2目、共同調理場運営費、1節、学校給食運営委員報酬7万9,000円、給食センターの建替について。給食センターの今後の方針においては、現在、運営の方針を立てている段階で、これから内容を詰めていく予定と説明がありました。委員からは、給食センターの建替を検討する際には、安全な給食を提供するため、衛生管理の徹底や設備等の安全管理が図られるよう、子供たちの立場に立って慎重に審議し、十分検討してほしいと意見がありました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今までもそうだったのかなと、報告というのはこういうものかなと思っているんですけども、先ほど北丘小学校のプール・体育館を新しく建設する中で、委員から駐車場の件もいろいろ考慮するよという意見がありましたと。例えば、給食センターを建て替えるときは子供たちの安心、安全に考慮するように要望がありましたと言ったけれども、それに対して当局側はどういうふうに答えたというのはありませんか。要するにそういうものは特に報告しないのかな。私、その辺が今聞いていて気になったものですから、こういうふうに委員からありました……委員からありました……、これをじゃあ当局はどう答えたのか。はい、これを検討していきますとか配慮しますとかそういうのがあったのかどうか。その辺があったのかどうかお答えできませんか。

それともう一つ、先ほどゆうな園のことがあったんですけども、ゆうな園は専門の方がいると言ったんですけど、ほかのところは委託するということだったんですけども、これはどこに委託するのか、その辺がもし調べられていればお願いできませんか。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それではお答えいたします。北丘小学校プール等の意見に対しての返答はどうかということでしたが、委員会におきましては、これは経済教育委員会の所管でございますので、本委員会においては、また再度お呼びをして確認をするということはありませんでした。

それからゆうな園についてでございますけれども、ゆうな園のその事業者が本町内にあるということは委員会のほうではおっしゃっていましたが、事業者名等の、その辺のことはなくて、この事業者については県から児童発達支援センターの指定を受けているということは確認をいたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今のゆうな園のほうからですが、委託先は県のほうから指定を受けている箇所には依頼をすると、特にどこということはないということですね。もし、休憩でも当局のほうお答えできれば後でお願いします。

それともう一つは、確かに北丘小学校のプール建設、それから学校給食、これは経済のほうで審査しました。ちょっと休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 その辺は詳しくやっていないということであれば、それはそれで結構です。もし、当局のほうで休憩してでもいいから答えられればお願いしたいと思いますけれども、できませんか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時18分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号 令和3年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第4. 議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。予算書7ページ、3款. 国民健康保険事業費納付金、前年度予算額との比較で5,892万4,000円の減について確認があり、沖縄県に交付される前期高齢者交付金が約33億円増えていることが主な要因であると説明がありました。また委員からは、年々低下している特定健診の受診率向上に、引き続き取り組んでほしいとの要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号 令和3年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第5. 議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月10日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月16日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号 令和3年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第6. 議案第8号 令和3年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第8号 令和3年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第8号 令和3年度南風原町下水道事業会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当

委員会に審査を付託されたものであります。3月17日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。浸水対策下水道工事について、引き続き照屋地内の雨水幹線工事を予定しており、令和3年度に68.2メートルを施工し、残りの91.2メートルは令和5年度までに完成する予定であると説明がありました。また、委員からは次回以降の予算においては、工夫して分かりやすい説明をしてほしいとの要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第8号 令和3年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第7. 議案第9号 令和3年度南風原町土地 画整理事業特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月8日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月17日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、まとめと採決を行いました。津嘉山北土地画整理事業の本部公園線の擁壁について、道路に係る擁壁の設計は完了しており、本部公園線周辺の街区の擁壁については令和3年度に設計を行う予定だ

と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号 令和3年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第8. 陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第8. 陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手少数による不採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 その審査の中身と申しますか、様子と申しますか、皆さんの委員会の中でこれに対してどういうふうな意見が出されたのか。要するに不採択ということは、要するにだめということですから、時期尚早なのか、いや、こんなことはやる必要はない

ということなのかとか、いろいろあるわけですけども、皆さんの委員会の中ではどういうふうな話し合いになったのか、その点をお聞かせ願えませんか。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん お答えいたします。この件に関しましては、いろいろな意見が出まして、高齢者にとっては厳しいものではないとか、その辺の意見が出ましたけれども、最終的にはこの2割負担というものが団塊の世代が75歳を迎えるに当たりまして、医療費のほうはかなり伸びていくことは確実に予想されていること。そして現在でも75歳以上で既に年収が383万円以上の方は3割負担である。政府の出した案は、現在1割負担の対象の方の中から、年収200万円以上、これは所得としては上位30%の方、いわゆる中間所得層の方というふうに分けてですね、この200万円以上の方は平均的な年金収入額、年間187万円ですが、それを上回る200万円の方が対象ということになっております。そういうこと等、いろいろ議論しまして、最終的に懸念されるのは、やはり低所得者への負担をかなり懸念しておりましたので、その低所得者に対する負担は配慮されているということと、あと若者世代、現役世代の負担増、子育てをしている現役世代の若者にさらなる負担をかけることが果たしてよいものなのかという点で、最終的な判断により不採択という経緯になっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点お伺いします。今、委員会の審査経過については教えていただきましたが、またその審査の中で、資料によると陳情書の213団体から賛同をいただいていますという資料がつけられていますけれども、その資料によると南風原町の老人クラブ連合会も反対しているというようなことが読み取れますが、その点について何か審査とか意見とかがあったかどうか教えていただけますか。

○議長 玉城 勇君 浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 今のご質疑に対しては、特設委員会ではなかったです。全体的な話の流れになっておりました。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 おはようございます。私は、今

議題となっております陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書について、委員会の結論は賛成少数で否決をされました。否決された経過も今委員長からご報告がありましたけれども、私の受け止め方は、今の議論の経過のとおりですけども、事実としましては、200万円以上の皆さんは後期高齢者のうちのどの程度を占めるのかということについても報告がございました。ちょっとその数字を今探さきれないのですが、南風原町でも9.2%でございました。約1割近い皆さんが二百八十何名でしたかね、ということですね、この方々が病院の窓口で支払うのが、これまで1,000円だったのが2,000円になると、3,000円だったのが6,000円になるということでございまして、それを懸念して、もう病院へ行くのを少し抑えようかということも当然考えられるということでございます。

これにつきましては、政府は全世代型の社会保障だということであっております。ところがこの全世代型の社会保障というものをまとめる上で、安倍政権の下でまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書、2013年8月によりますと、そこでは全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要があるということだったんです。けれども、私たちの委員会の中での議論も高齢者に厚くすると、現役世代が大変になると、支援金という形でしたかね。この分は、何割は高齢者に行くんだと、納めたうちからですね、全体の中で。そういうふうなことで、いわば財源の取り合いということになってしまって、若い人たちの扱いをひどくしないために高齢者には悪いけれども、今は一部200万円以上には我慢してもらおうじゃないかという議論が多数を占めてしまったのかなと思います。組合間では、保険者の間では、企業組合ですか、こういった保険団体、保険組合といふのかな、そこの負担が大きくなって今、解散をする団体が幾つも出ているということなどのご報告がありまして、現役世代の負担がもう耐えられないというのも確かに今あるだろうと思いますが、しかし、政府が当初言っていたものと形も変わってしまったものになっている。本来は財源の取り合いをするのではなくて、必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要があると言っていたのが政府の言い分だったんです。

ところが、そうなっていないということで残念ながら否決をされましたが、この間、ちょっと制度は全く違うんですが、例えば消費税なども3%から始まりま

した。今では10%です。いわゆる小さく産んで大きく育てるといのがこの間のことで、初めは小さな負担から我慢をしてもらって、そのうち大きな負担になってしまう。またこの後期高齢者の制度というのは、最初は、全員ですね、いずれはそのお世話にならないといけない制度なわけですし、それをちゃんと財源を確保して守っていくべきだというふうなことから、私はこの陳情は当然採択すべきだということを申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長 玉城 勇君 ただいま委員長の報告に対しての反対討論がございました。ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩 (午前10時42分)  
再開 (午前10時42分)

○議長 玉城 勇君 再開します。先ほど続けるべきでしたけれども——討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書について採決します。陳情第2号 後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書のとおり採択することに賛成の方は起立を求めます。

(起立少数)

○議長 玉城 勇君 起立少数であります。したがって、本件は不採択することに決定しました。

#### 日程第9. 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第9. 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県医

療福祉労働組合連合会から2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど大城 勝議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第10. 意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

○議長 玉城 勇君 日程第10. 意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和3年3月26日。南風原町議会議長玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 大城勝、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、石垣大志、金城好春、宮城清政、大城毅。安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻

な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

記 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和3年(2021年)3月26日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略すること

に決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第11. 陳情第5号 戦争のための辺野古新基地建設に沖縄戦犠牲者(旧南風原村民)の眠る土を使わせないための陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第11. 陳情第5号 戦争のための辺野古新基地建設に沖縄戦犠牲者(旧南風原村民)の眠る土を使わせないための陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第5号 戦争のための辺野古新基地建設に沖縄戦犠牲者(旧南風原村民)の眠る土を使わせないための陳情書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、陳情団体である南部一帯からの土砂搬出計画の中止を求める南風原町戦没者遺族有志から3人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第5号 戦争のための辺野古新基地建設に沖縄戦犠牲者(旧南風原村民)の眠る土を使わせないための陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)



○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前10時57分）  
再開（午前11時07分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

#### 日程第12. 陳情第6号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第12. 陳情第6号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第6号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど石垣大志議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第6号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第13. 意見書第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書

○議長 玉城 勇君 日程第13. 意見書第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。4番 石垣大志議員。

○4番 石垣大志君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第2号。南風原町議会議長玉城 勇殿。令和3年3月26日。提出者 南風原町議会議員 石垣大志、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、大城 勝、金城好春、宮城清政、大城 毅。新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書 新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に、深刻な影響を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際にたたさされている。コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、ひきつづき公的な支援策の継続と拡充が切実に求められている。多くの個人事業主が加入する国民健康保険税（料）のコロナ特例減免が、今年度末の3月末までの期限で実施されている。新型コロナウイルス感染症被害により売上が前年比30%以上減少した国保加入世帯に対し、国保税の全額免除を含む、画期的な減免制度である。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されている。「傷病手当」の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げることが、中小業者支援の立場から重要となっている。県内経済は、観光産業の落込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、すべての業種が未だにコロナ以前の売上を回復できていない。コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度（令和3年度）も国民健康保険税（料）のコロナ特例減免を継続実施する必要がある。よって、政府においては、令和3年度も、国民健康保険税（料）のコロナ特例減免等を継続実施し、国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提



出します。令和3年(2021年)3月26日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第2号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第2号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第14. 陳情(令和2年)第12号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情

○議長 玉城 勇君 日程第14. 陳情(令和2年)第12号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情(令和2年)第12号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情 審査の経過 本件は、昨年12月8日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月18日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採決であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩(午前11時15分)  
再開(午前11時17分)

○議長 玉城 勇君 再開します。  
ほかに質疑はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情(令和2年)第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情(令和2年)第12号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第15. 請願第1号 翔南小学校前の横断歩道の停止線及び標示の設置に関する請願書

○議長 玉城 勇君 日程第15. 請願第1号 翔南小学校前の横断歩道の停止線及び標示の設置に関する請願書についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは報告いたします。請願第1号 翔南小学校前の横断歩道の停止線及び標示の設置に関する請願書 審査の経過 本件は、3月4日に当委員会に付託されたものであります。3月11日に委員会を開き現地調査を行い、3月17日に審査を行い、同日に採決を行いました。お手元のほうに請願の内容につきまして一部修正がありましたので、正誤表を配付しております。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、請願の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採決であります。措置に関しましては、与那原警察署と南部土木事務所へ請願を送付いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 委員長、請願の現地調査まで

行つての審査をどうもお疲れさまでございました。それでお伺いしますが、請願者の方の説明を聞く機会は設けられましたでしょうか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 今回の請願につきましては、紹介議員の金城憲治議員が請願者ご本人と内容について調整、説明することができたため、請願者はお呼びいたしませんでした。また審査については、委員全員で現場調査を行い、現状の確認をした上で審査のほうを行いました。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。皆さんお手元に届いているかと思いますが、この形の1枚のですね、これは南風原町議会基本条例の7ページをコピーしたものですけれども、この第8条の中に請願及び陳情という条文がございます。読み上げます。議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ真摯に取扱うものとする。2項 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとするというふうに規定されています。ただいまの委員長のご答弁によれば、請願の紹介議員とも相談をして、それは必要ないだろうということ現場調査もした上で、請願の紹介議員のほうで趣旨は十分把握しているという趣旨でしようかね。そういうこととお呼びしなかったということでもございました。それはそれで結構だと思います。

ところが今読み上げましたこの基本条例の第8条には、今申し上げたような内容が規定されています。これは私のこの理解は、請願者及び陳情者は基本的にはお招きをして、説明の機会を設けるということだと思いますが、この理解は共通でよろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 基本にお呼びするということになりますと思いますけれども、基本条例とまた本町の会議規則の中に、審査のため必要があると認めるときは紹介議員の説明を求めることができるということもありましたので、その内容も含めて実施したということになります。また、ほかの議会運営の実際の中にも紹介議員で説明が足りるということもありましたので、今回はそれで行ったということですよ。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今回の経過につきましては理解いたしました。一般論としてですけれども、この条例に規定されているように、真摯に取扱うものとするということと、それから2項で陳述の場を設けるよう努

めるものとする。これは努めるよということですから、いわば義務規定ではない努力規定ということであるんですが、可能な限りですね、これの陳情者が例えば本土の方とかであれば費用負担するわけにもいきませんし、そういった場合は別として、政策提案だと真摯に受け止めなさいということですから、是非そのようにすべきだと私は思っております。その点では同様だと思います。そのことを是非確認しておきたいと思ひます。休憩を願ひます。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時24分)

再開 (午前11時26分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより請願第1号 翔南小学校前の横断歩道の停止線及び標示の設置に関する請願書についてを採決します。この請願に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり原案のとおり本件は採択することに決定しました。

#### 日程第16. 意見書第3号 核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書

○議長 玉城 勇君 日程第16. 意見書第3号 核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第3号。令和3年3月26日。南風原町議会議長玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 金城好春、賛成者 南風原町議会議員 浦崎みゆき、新垣善之、岡崎 晋、石垣大志、大城 勝、宮城清政、大城 毅。核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書  
日本への原爆投下から75年となる昨年、核兵器禁止条約の批准書や受託書を国連に寄託した国・地域が発効に必要な50か国に達し、規定に基づき2021年1月22日に発効された。一方、先進国の大多数や核兵器保有国が署名・批准をしていないという事実からも、核兵器廃絶を願う目標は世界で共通しているものの、どのように進めるべきかという方法論においては、世界各国でも意見が分かれているのが現状である。我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役となり、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っている。よって、本町議会は、原子爆弾の犠牲となった数多くの方々へ、謹んで哀悼の誠を捧げ、被爆者の思いをしっかりと受け止め、核兵器廃絶に向け、核兵器禁止条約批准の是非について国民の議論を深めるとともに、締約国会合へのオブザーバー参加など、より一層の取り組みを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年（2021年）3月26日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。皆様方のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第3号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第3号 核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

## 日程第17. 意見書第4号 「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書

○議長 玉城 勇君 日程第17. 意見書第4号 「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第4号。令和3年3月26日。南風原町議会議長玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 大城 毅、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、赤嶺奈津江、石垣大志、照屋仁士、金城好春、浦崎みゆき。「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書 沖縄防衛局は辺野古新基地建設の変更申請の中で新たな埋め立て用岩ズリの採取地に沖縄本島南部も指定しているが、沖縄本島南部は去る沖縄戦で多くの住民や将兵が犠牲になり、その遺骨も残っている地域である。沖縄防衛局が南部指定をしたことにより、戦没者遺骨の混入した土砂が埋め立てに使用されるのではと危惧している。直近の政府による国会答弁では採石業者に遺骨への配慮を要求する様であるが、経験と人骨に関する知識を要する精度の高い長期間にわたる遺骨収集を採石業者に求めるのは無理がある。それ以前に遺骨収集に関しては業者ではなく国に責任が有ること2016年に成立した「戦没者の遺骨収集の促進に関する法律」に明記してある。そもそも戦没者の血や骨粉を含んだ南部の土砂を遺骨と共に海の埋め立てに使うなど、人間の心を失った行為である。沖縄県内のみならず国内・国外にも居る遺族の心を傷つける重大な人道上的問題として、下記事項を要請する。

記 1 「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」を断念すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年（2021年）3月26日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 沖縄防衛局。皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって

質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第4号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第4号「糸満・八重瀬からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時36分)

再開 (午前11時37分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

#### 日程第18. 決議第1号 閉会中の議員派遣について

○議長 玉城 勇君 日程第18. 決議第1号 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和3年第1回南風原町議会定例会を閉会します。

閉会 (午前11時38分)